



宮 崎 県 公 報

令和6年3月28日(木曜日) 第495号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○都市公園条例施行規則の一部を改正する規則…(都市計画課) 1

○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(建築住宅課) 2

告 示

○保安林の指定予定の通知…(自然環境課) 7

○保安林の指定解除の予定の通知…(") 7

○林業用種苗生産事業者の登録…(森林経営課) 7

公 告

○宮崎県土地利用基本計画の変更の公表…(中山間・地域課) 7

○軽油引取税に係る免税証の無効公告…(税務課) 8

○大規模小売店舗の新設に関する届出…(商工政策課) 8

○土地改良区の役員の就退任の届出…(農村整備課) 8

○土地改良区の役員の退任の届出…(") 9

○土地改良区連合の定款変更の認可…(") 9

○公共測量の終了の通知(2件)…(管理課) 9

病院局企業管理規程

○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程…9

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…12

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…12

規 則

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第23号

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

都市公園条例施行規則(昭和61年宮崎県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後															
(広告物掲出の基準)		(広告物掲出の基準)															
第6条 前条各号に掲げる公園施設に掲出することができる広告物(硬式野球場のグラウンドフェンスに設ける広告物を除く。以下この条において同じ。)の種類及びその規格・寸法は、次のとおりとする。ただし、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を考慮して、知事が支障ないと認める場合にあっては、この限りでない。		第6条 前条各号に掲げる公園施設に掲出することができる広告物(硬式野球場のグラウンドフェンスに設ける広告物を除く。以下この条において同じ。)の種類及びその規格・寸法は、次のとおりとする。ただし、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を考慮して、知事が支障ないと認める場合にあっては、この限りでない。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>広告物の種類</th> <th>規格・寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 壁面広告</td> <td>ア 広告物1個当たりの表示面積は、<u>30平方メートル以内であること。</u> イ 壁面からはみ出さないものであること。</td> </tr> <tr> <td>2 懸垂幕</td> <td>ア 幅は、1メートル以下であること。 イ <u>その上端は、工作物の上端を超えないものであること。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	広告物の種類	規格・寸法	1 壁面広告	ア 広告物1個当たりの表示面積は、 <u>30平方メートル以内であること。</u> イ 壁面からはみ出さないものであること。	2 懸垂幕	ア 幅は、1メートル以下であること。 イ <u>その上端は、工作物の上端を超えないものであること。</u>	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>広告物の種類</th> <th>規格・寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 壁面広告</td> <td>壁面からはみ出さないものであること。<u>と。</u></td> </tr> <tr> <td>2 懸垂幕</td> <td><u>その上端は、工作物の上端を超えないものであること。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	広告物の種類	規格・寸法	1 壁面広告	壁面からはみ出さないものであること。 <u>と。</u>	2 懸垂幕	<u>その上端は、工作物の上端を超えないものであること。</u>	[略]	
広告物の種類	規格・寸法																
1 壁面広告	ア 広告物1個当たりの表示面積は、 <u>30平方メートル以内であること。</u> イ 壁面からはみ出さないものであること。																
2 懸垂幕	ア 幅は、1メートル以下であること。 イ <u>その上端は、工作物の上端を超えないものであること。</u>																
[略]																	
広告物の種類	規格・寸法																
1 壁面広告	壁面からはみ出さないものであること。 <u>と。</u>																
2 懸垂幕	<u>その上端は、工作物の上端を超えないものであること。</u>																
[略]																	
2・3 [略]		2・3 [略]															

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県規則第24号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年宮崎県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p>第2条の3 条例第5条及び第49条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、同法第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の一時保護、同法第5条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の<u>婦人保護施設</u>における保護若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの又は<u>婦人相談所</u>若しくは配偶者暴力相談支援センターその他配偶者からの暴力の被害者の保護を行う機関等において被害を受けている旨の証明若しくは確認がされている者</p> <p>2 [略]</p> <p>(期限付入居の要件等)</p> <p>第3条の3 [略]</p> <p>2 条例第8条の2第1項の規則で定める条件は、<u>配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）及び2人以上の小学校就学の始期に達するまでの子と同居していることとする。</u></p> <p>3 条例第8条の2第3項の規則で定める期間は、<u>条例第10条第7項に規定する入居可能日において同居している子のうち最も年齢の低い子が15歳に達する日の属する年度の末日までとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(期限付入居期間の延長)</p> <p>第3条の5 条例第8条の2第8項の規則で定める事情は、期限付入居期間の満了時において次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>入居者が2人以上の18歳未満の子と同居し、かつ、同居している子のうち最も年齢の低い子が、15歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるものであって、条例第28条第1項又は条例第29条第1項のいずれにも該当せず、家賃を滞納していないこと。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(入居手続期間等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第2条の3 条例第5条及び第49条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、同法第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の一時保護、同法第5条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の<u>女性自立支援施設</u>における保護若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの又は<u>女性相談支援センター</u>若しくは配偶者暴力相談支援センターその他配偶者からの暴力の被害者の保護を行う機関等において被害を受けている旨の証明若しくは確認がされている者</p> <p>2 [略]</p> <p>(期限付入居の要件等)</p> <p>第3条の3 [略]</p> <p>2 条例第8条の2第1項の規則で定める条件は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子と同居していることとする。</u></p> <p>3 条例第8条の2第3項の規則で定める期間は、<u>条例第10条第5項に規定する入居可能日において同居している子のうち最も年齢の低い子が15歳に達する日の属する年度の末日までとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(期限付入居期間の延長)</p> <p>第3条の5 条例第8条の2第8項の規則で定める事情は、期限付入居期間の満了時において次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>同居している子のうち最も年齢の低い子が、15歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるものであって、条例第28条第1項又は条例第29条第1項のいずれにも該当せず、家賃を滞納していないこと。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(入居手続期間等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

(入居決定取消通知)

第7条 知事は、条例第10条第6項 (条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定により入居の決定を取り消したときは、その旨を県営住宅入居決定取消通知書 (別記様式第9号) により入居決定者に通知するものとする。

(入居可能日通知)

第8条 条例第10条第7項 (条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、入居可能日通知書 (別記様式第10号) により行うものとする。

(連帯保証人の変更の承認等)

第23条 条例第26条第1項 (条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定により新たに連帯保証人を立てようとする者は、連帯保証人変更承認申請書 (別記様式第36号) に誓約書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請に対して承認をしたときは、その旨を連帯保証人変更承認通知書 (別記様式第37号) により申請者に通知するものとする。

3 入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先等に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を連帯保証人住所等変更届 (別記様式第38号) に変更の事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(特定公共賃貸住宅の入居者の所得の額)

第34条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条第1号の知事が定める額は、48万7,000円とする。

様式第4号の5 (第3条の5関係)

[略]

1 [略]

2 申出理由

(1)・(2) [略]

(3) 期限付入居期間満了時において2人以上の18歳未満の子と同居し、かつ、最も年齢の低い子が15歳に達していないため

(4) [略]

様式第5号 (第4条、第10条関係)

[略]

1 入居手続

この通知を受けた日から起算して10日以内に、敷金を別に発行する歳入歳出外現金納付書により納付するとともに、入居者と同程度以上の収入のある連帯保証人1人の連署した誓約書 (別記様式第6号) を提出してください。

2～9 [略]

様式第5号の2 (第4条、第10条関係)

3 入居決定者は、前項に規定する誓約書に緊急連絡人 (入居者と連絡が取れないときその他県営住宅の管理等に支障が生じたときに緊急連絡先となる者をいう。以下同じ。) の氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地) その他必要な事項を記載しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める入居決定者については、この限りでない。

4 入居者は、第2項に規定する誓約書の緊急連絡人の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、知事に緊急連絡人変更届 (別記様式第6号の2) を提出しなければならない。

(入居決定取消通知)

第7条 知事は、条例第10条第4項 (条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定により入居の決定を取り消したときは、その旨を県営住宅入居決定取消通知書 (別記様式第9号) により入居決定者に通知するものとする。

(入居可能日通知)

第8条 条例第10条第5項 (条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、入居可能日通知書 (別記様式第10号) により行うものとする。

第23条 削除

(特定公共賃貸住宅の入居者の所得の額)

第34条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条第2号及び第4号から第6号までの知事が定める額は、48万7,000円とする。

様式第4号の5 (第3条の5関係)

[略]

1 [略]

2 申出理由

(1)・(2) [略]

(3) 期限付入居期間満了時において同居している子のうち最も年齢の低い子が15歳に達していないため

(4) [略]

様式第5号 (第4条、第10条関係)

[略]

1 入居手続

この通知を受けた日から起算して10日以内に、敷金を別に発行する歳入歳出外現金納付書により納付するとともに、誓約書 (別記様式第6号) を提出してください。

2～9 [略]

様式第5号の2 (第4条、第10条関係)

<p>[略]</p> <p>1 入居手続</p> <p>この通知を受けた日から起算して10日以内に、敷金を別に発行する歳入歳出外現金納付書により納付するとともに、<u>入居者と同程度以上の収入のある連帯保証人1人の連署した誓約書</u>（別記様式第6号）を提出してください。</p> <p>2～9 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>1 入居手続</p> <p>この通知を受けた日から起算して10日以内に、敷金を別に発行する歳入歳出外現金納付書により納付するとともに、誓約書（別記様式第6号）を提出してください。</p> <p>2～9 [略]</p>
--	--

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 6 号の 2 (第 5 条関係)

緊急連絡人変更届

年 月 日

宮崎県知事 殿

団地 棟 号

届出者

先に提出した誓約書の緊急連絡人の記載事項に変更が生じたので、
次のとおり届け出ます。

変更事項	住所	氏名	勤務先等
変更前			
変更後			
変更年月日		年 月 日	

別記様式第36号から別記様式第38号までを次のように改める。

様式第36号 削除
様式第37号 削除
様式第38号 削除

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 182号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市行隣町 640-4、640-5、644-2
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 183号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和6年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字大河内1038-132（国有林）
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 184号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和6年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1416	山口 時義 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門2508番地1	採取	幼苗の育成	山口 時義 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門2508番地1

公 告

宮崎県土地利用基本計画（昭和56年宮崎県告示第 746号）を令和6年3月11日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画（計画図）は、宮崎県総合政策部中山間・地域政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 変更の理由
計画図
 - 森林地域
林地開発許可を受けた開発行為によって森林でなくなり、今後、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったことから、森林地域を変更する。
- 5地域区分の変更概要（面積は、計画図により計測したもの）
 - 総括表
(単位：ヘクタール)

区 分	変更前の面積	変 更 面 積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,747	-	-	-	88,747
農業地域	306,922	-	-	-	306,922
森林地域	591,644	-	10	△10	591,634
自然公園地域	95,842	-	-	-	95,842
自然保全地域	192	-	-	-	192

計	1,083,347	-	10	△10	1,083,337
白地地域	6,552	4	-	4	6,556

(2) 変更内容の地域区分別概要 (単位：ヘクタール)

変更に係る 5地域 の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差 引
森 林 地 域	延 岡 市	-	10	△10

宮崎県条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和6年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類
200ℓ券1枚
- 2 用途
林業等
- 3 記号及び番号
200ℓ券H 4306205
- 4 有効期間
令和6年1月1日から令和6年3月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
こばやし農業協同組合 野尻給油所
- 6 紛失年月日
令和6年3月7日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス宮崎元宮店
宮崎市元宮町55番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年11月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,280㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 45台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物内西側 10台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 50㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 11.92㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 建物敷地南側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和6年3月8日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年3月28日から令和6年7月29日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年3月28日から令和6年7月29日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、曾木土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 久 芳	延岡市北方町曾木子2618番地
理 事	伊 東 敏 明	延岡市北方町曾木子1046番地

理 事	藤 原 誠	延岡市北方町南久保山子4507番地 3
理 事	河 野 成 祥	延岡市北方町南久保山子3428番地
理 事	甲 斐 孝 一	延岡市北方町曾木子1880番地10
理 事	千 坂 昭 利	延岡市北方町曾木子 328番地
監 事	中 田 勇	延岡市北方町曾木子2474番地
監 事	佐 藤 浩 司	延岡市北方町南久保山子4101番地 5
監 事	甲 斐 喜代志	延岡市北方町曾木子1805番地

(任期：令和7年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 久 芳	延岡市北方町曾木子2618番地
理 事	伊 東 敏 明	延岡市北方町曾木子1046番地
理 事	藤 原 誠	延岡市北方町南久保山子4507番地 3
理 事	河 野 成 祥	延岡市北方町南久保山子3428番地
理 事	甲 斐 孝 一	延岡市北方町曾木子1880番地10
理 事	千 坂 昭 利	延岡市北方町曾木子 328番地
監 事	中 田 勇	延岡市北方町曾木子2474番地
監 事	佐 藤 浩 司	延岡市北方町南久保山子4101番地 5
監 事	甲 斐 喜代志	延岡市北方町曾木子1805番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、岡富土地改良区（延岡市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和6年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	山 口 精志郎	延岡市日の出町 1 丁目23番地 4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、尾鈴土地改良区連合（川南町）から令和6年2月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（MMSによる画像データ計測及びレーザ点群データ計測）

2 作業地域

宮崎県内

3 作業終了日

令和6年2月29日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

宮崎県都城市梅北町

3 作業終了日

令和5年3月24日

病院局企業管理規程

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和6年3月28日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第1号

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(亡失又はき損の報告)	(亡失又は損傷の報告)

第 208 条 [略]
2 [略]
3 前 2 項の規定は、法第 34 条で準用する自治法第 243 条の 2 の 2 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、局に損害を与えた場合において準用する。
(賠償責任を有する補助職員の指定)
第 209 条 法第 34 条で準用する自治法第 243 条の 2 の 2 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。
。(1)・(2) [略]

第 208 条 [略]
2 [略]
3 前 2 項の規定は、法第 34 条で準用する自治法第 243 条の 2 の 8 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、局に損害を与えた場合において準用する。
(賠償責任を有する補助職員の指定)
第 209 条 法第 34 条で準用する自治法第 243 条の 2 の 8 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。
。(1)・(2) [略]

別記様式第 88 号を次のように改める。

様式第88号

亡 失 損 傷 報 告 書

年 月 日

殿

所 属 長

下記のとおり、現金等の亡失損傷事故が発生しましたので報告します。

事故区分				
損害の内容 ※ 現金の場合は損害額 のみの記載で可	品名		備品番号	
	取得価格		損害額 (修理費用)	
事故を 起こした (発見した) 職 員	職			
	氏 名			
発生 (発見) 日時	年 月 日 (時 分)			
発生 (発見) 場所				
事故の内容 (発見時の状況) ※ 亡失事故の場合は保管 状況も記載すること				
事故後の処理状況				
その他参考事項				

※ 「現金等」とは、「現金」、「有価証券」、「物品」及び「占有動産」をいう。

※ 事故区分欄には、「現金の亡失」、「物品の損傷」、「不正支出等による損害」等の区分を記載すること。

※ 事故の内容 (発見時の状況) 欄及び事故後の処理状況欄は詳細に記載し、記載欄が不足するときは、別紙とすること。

※ 亡失損傷物品が自動車の場合は、品名欄に登録番号も記載すること。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示**宮崎県選挙管理委員会告示第6号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和6年3月9日現在次のとおりである。

令和6年3月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,675人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 210,469人

宮崎県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和6年3月9日現在次のとおりである。

令和6年3月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

日向市選挙区 16,353人